

助成金のご案内 ♪お気軽にお問合せください！

その
1

各務原市受講料減免措置

各務原市内の中小企業者※、各務原市内の中小企業※に勤務する者、各務原市内の個人事業者、及び各務原市内在住の個人、及び川崎岐阜協同組合員の方に対して、受講料の一部（1/2）減免措置を実施します。
本減免措置に関する受講者での“各務原市”への手続きは不要です。

各務原市助成金 1 / 2	受講者負担 1 / 2
------------------	----------------

その
2

関市受講料減免措置

関市内の中小企業者※、関市内の中小企業※に勤務する者、関市内の個人事業者、関市内在住の個人に対して受講料の一部（1/2）減免措置を実施します。
受講料の減免を受ける場合は㈱VRテクノセンターに対し「関市CAD セミナー等受講事業補助金交付申請書兼代理委任状」の提出が必要となります。
本減免措置に関する受講者での“関市”への手続きは不要です。

関市助成金 1 / 2	受講者負担 1 / 2
----------------	----------------

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者のうち、各務原市内、または関市内に本社、又は事業所を有する者

その
3

中津川市ものづくり技術研修等派遣助成金

中津川市内における事業所の事業主が、ものづくりの技術水準の向上等を図るため、他の研修機関が実施する技術研修等に従業員を派遣した場合に、事業主に対してその受講料の一部の助成が受けられます。（1/2）
本助成金については、中津川市役所にお問い合わせください。

<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/syousinkouka/2/2/1975.html>



その
4

ぎふIT・ものづくり協議会助成制度

ぎふIT・ものづくり協議会の会員になると、**1名1受講あたり10,000円**の研修助成が受けられます。

<https://gifu-itmonodukuri.jp/jyosei>



その
5

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）

労働者に対し自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金等を助成する人材開発支援助成金があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



その
6

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を促進するための助成金制度があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

